経税部だより

「マイナンバー」制度―入門編―

税理士　中谷　光之

2013年5月「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆる「マイナンバー法」、以下「番号法」という）」が成立し、来年1月以降、順次利用が開始される。

「マイナンバー」が導入されると、赤ちゃんからお年寄りまで、原則として全国民に「個人番号」が付き、行政はこの番号キーにより、納税額や年金・介護の保険料納付状況などの個人データを照合するという制度である。

今回は「マイナンバー」制度に関わる情報を、政府広報等からまとめてみた。

1. 導入目的

政府はこの「マイナンバー」制度について、各個人の所得水準や年金、医療等の受給実態を正確に把握し、効率的な社会保障給付を実現することを目的とするとしており、行政事務の簡素化、生活保護の不正受給や脱税の防止効果が期待されるとしている。

国民の所得や財産を一元的に情報管理でき、それを総務省・財務省・厚労省などが把握できれば、その人の資産全体の詳細な情報の管理も容易であり、税の徴収も簡便・公平になり、社会保障も無駄を省けるというのが政府の導入趣旨である。

表1

カード種類	発行時期	材質等	顔写真	仕様など
通知カード	2015年10月～	紙	なし	• 住民登録者全員へ郵送 • 氏名 住所 生年月日 性別 個人番号を記載
個人番号カード	2016年1月～	プラスチック	あり	• 市区町村への申請が必要 • 表面→氏名 住所 生年月日 性別 顔写真 • 裏面→個人番号を記載

図1　個人番号カード（見本）

表面

裏面

2. 番号の通知

本年10月から個人番号・法人番号が通知される。

個人番号

住民登録の市区町村から12桁の個人番号が通知される（住民票コードの11桁と検査数字1桁の合計で構成）。国外に滞在し、住民票がない場合は付番されない。外国籍で、中長期滞在者等で住民票があれば付番される。

具体的には、10月5日時点で住民票に記載されている住所に個人番号が指定され、それ以降、市区町村から住民票の住所あてに「通知カード」が簡易書留で、世帯分まとめて封書で郵送される

3. 利用範囲と番号の公表

個人番号は、現在のところ利用範囲を「社会保障」「税」「災害対策」の3分野に限定するとし、公表しない。「番号法」は全体で77条からなる法律で、80％以上が番号保護に関する条文で、国民のプライバシー権が侵害されないよう利用範囲を限定し、利用者に厳格な保護措置を講じることを義務付けている（ただし、現在、国会で審議されている「改正」法では、民間利用等に向けた利用拡大含まれている）。

一方、法人番号については、利用範囲に制限がない。原則としてインターネット（法人番号の公表サイト）を通じて公開される。

4. 「利用団体たる行政機関等」＝「個人番号利用事務実施者」について

行政機関等は、事業者から提出された従業員等の個人番号を利用して、社会保障・税分野の「個人番号利用事務」を行うとしている。

5. 「事業者」＝「個人番号関係事務実施者」について

事業者は法令に基づいて、従業員等の個人番号を書類に記載して、前記行政機関等に提出する「個人番号関係事務」を行う。

イ．個人番号の収集と本人確認

事業者は、個人番号関係事務を行う場合、原則として必ず本人確認をしなければならない（番号法16条）。

本人確認方法は、次の2つの確認すべき事項がある。

①番号確認

個人番号カード、通知カードのほか、個人番号が記載された住民票の写しなどで確認する。なお、個人番号カード（図1）で確認した場合は、次の身元確認は不要。

②身元確認

通知カードと共に、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳等で行う。

本人確認後は確認した書類を保存する必要はなく、本人への返却、または破棄することも可能だが、本人確認したという証跡を残す必要がある。

ロ．従業員等の扶養親族等からの番号収集

従業員等の扶養親族等の本人確認は、税務関係、社会保障関係の各制度の各手続において扶養親族等の個人番号の提供が誰に義務付けられているのかによって異なる。

①税務関係（例：年末調整）

従業員が、事業主に対してその扶養親族の個人番号の提供を行うこととされているため、従業員は個人番号関係事務実施者として、自分の扶養親族の本人確認を行うことになる。この場合、事業主が従業員の扶養親族の本人確認を行う必要はない。

②年金届出（例：第3号被保険者届出）

国民年金の第3号被保険者の届出は、従業員の配偶者（第3号被保険者）本人が事業主に対して届出を行う必要があるので、事業主が当該配偶者の本人確認を行わなければならない。通常は従業員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されるが、その場合は、従業員が配偶者の代理人として個人番号を提供することとなるので、事業主は代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認を行う必要がある。なお、配偶者から個人番号の提供を受けて本人確認を行う事務を事業主が従業員に委託する方法も考えられる。

ハ．個人番号未提出者への対応

書類に個人番号を記載することは法令で定められた義務であることを伝えて提供を求めるが、それでも提供が受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存し、事業者の義務違反でないことを明確にしておく。

ニ．個人番号の保管・廃棄・削除

個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間（税→7年等）保管が義務付けられているものについて、その期間保管することとなる。

所管法令で定められている保存期間を経過した場合は、速やかに個人番号を廃棄又は削除しなくてはならない。

ホ．安全管理措置

事業者は、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の適正な取扱いのために、表2に掲げる4つの安全管理措置を講じなければならない。

表2　事業主が講ずべき安全管理措置

管理措置名	ポイント1	ポイント2
①組織的安全管理措置	事務取扱者及び責任者の明確化	• 事業所内で個人番号を取扱う事務における責任者及び分担を明確にして、個人番号を適正に取り扱うための組織としての体制を整備する。 • 特定個人情報を適正に取扱うため、特定個人情報等の取扱状況、取扱規程の運用状況を確認する手段を整備する。
②物的安全管理措置	特定個人情報等を取り扱う区域の管理	• 特定個人情報の情報漏えい等を防止するための措置として、特定個人情報等を取扱う事務の実施区域及び情報システムを管理する区域を区分し、明確にする。 • 盗難防止、特定個人情報等の持出し時の漏えい等防止策を講じる。 • 現在の社内のレイアウト等で問題がないかどうかの検討
③技術的安全管理措置	情報システムの管理等	• 情報システムを利用して個人番号を取り扱う場合には、適切なアクセス制御を行うようにする • 情報システムを取扱う事務取扱担当者を限定することが望ましい
④人的安全管理措置	事務取扱担当者の監督・教育	• 個人番号を適正に管理するために、事務取扱担当者の理解が重要 • 新たな制度に対応するための研修の実施と情報の共有を図る必要性

※「中小事業者」には安全管理対策水準がやや緩和されている。なお、「中小事業者」とは、従業員が100人以下の企業（一定の事業者除く）

6. 特定個人情報保護措置と罰則

「番号法」においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適切な取扱いを確保するため、各種の保護措置が設けられており、取扱に関するガイドラインが公表されている。罰則の規定は表3のとおり。

表3　「番号法」上の罰則規定

行　為	罰　則
• 個人番号関係事務等に従事する者等が正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金または併科
• 上記の者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で個人番号を提供又は盗用 • 情報ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金または併科

7. マイナンバー制度は問題がないのか？

国民の側からすれば、政府はマイナンバーで個人財産や所得が全部把握できるため、最も重要な財産情報が全部政府に握られてしまうということである。

また当該情報については、昨今の年金機構の個人情報流出事件のように、個人情報の流出懸念問題がある。

いずれにしても、本来、国民主権の我が国において、国家が国民に監視されることはあってもよいのだろうか？

（終わり）